

山梨県公報

第二千七百一十一号

平成二十九年

七月六日

木曜日

目次

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………五二三
○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………五二四
正 誤
○平成二十九年六月二十二日付第二千七百七号中……………五二四

公 告

● 大規模小売店舗の新設に関する届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
平成二十九年七月六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社いちやまマート 代表取締役 三科雅嗣	山梨県中央市若宮五十番地一

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(一) 名称 いちやまマート竜王アルプス通り店
(二) 所在地 山梨県甲斐市西八幡字東冷間千四百三十六番一外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社いちやまマート 代表取締役 三科雅嗣	山梨県中央市若宮五十番地一

- 3 大規模小売店舗の新設をする日 平成三十年二月二十二日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 二千五十二平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(一) 駐車場の位置及び収容台数
(1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 収容台数 百三十八台
- (二) 駐輪場の位置及び収容台数
(1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 収容台数 三十一台
- (三) 荷さばき施設の位置及び面積
(1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 面積 百七平方メートル
- (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 容量 二十五立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(1) 開店時刻 午前九時
(2) 閉店時刻 午後十一時
- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十一時三十分まで
- (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(1) 数 二箇所
(2) 位置 届出の図面のとおり
- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後六時まで
- 三 届出年月日 平成二十九年六月二十一日

- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成二十九年十一月六日まで

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により南アルプス市から聴取した意見について、同条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成二十九年七月六日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 1 名称 南アルプス市徳永複合施設
 - 2 所在地 山梨県南アルプス市徳永字押出八十三番五外
- 二 届出の内容及び公告日
 - 1 内容 新設
 - 2 公告日 平成二十九年二月十六日
- 三 意見の概要
 - 1 混雑時における交通整理員の配置
 - 2 青少年の非行防止への配慮
 - 3 街並みづくりへの配慮
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成二十九年八月七日まで

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 平成二十九年六月二十二日(第二千七百七号) 公布山梨県告示第二百号(平成二十九年地籍調査事業計画の一部変更)

五〇一	上	終わりから	大野原	大原野
	二			